



平成26年度版

大分県信用保証協会の現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分県信用保証協会 基本理念

私たち 大分県信用保証協会は
より良いサービスと、
各種保証を通じて
中小企業と地域社会の
さらなる発展に貢献いたします

Contents

大分県信用保証協会の現況

ごあいさつ	1	信用保証のご利用について	26
プロフィール	2	保証をご利用いただける方	
平成26年度経営計画について	3	保証の内容	
平成25年度事業報告	8	責任共有制度について	
平成25年度経営計画の評価	11	信用保証料について	
外部評価委員会意見書	14	大分県信用保証協会の制度資金	
信用保証の動向	15	大分県の制度資金	
条件変更の実績	19	市町村の制度資金	
当協会の取組	20	コンプライアンスについて	34
広報活動	22	個人情報保護について	36
信用保証のしくみ	24	役員・組織機構図	38
		窓口のご案内	

ごあいさつ



大分県信用保証協会
会長 加賀 政美

関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解していただくために、ディスクロージャー誌『大分県信用保証協会の現況平成26年度版』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、平成25年度の業務実績、信用保証制度のしくみや内容などを掲載しております。本誌を通じて、より多くの皆様に当協会に対するご理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

平成25年度の我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動向が広がりました。

県内においては、災害復旧工事等により公共工事が増加、さらに消費税増税前の駆け込み需要により住宅投資や個人消費等に明るい動きがみられたものの、生産活動は横ばいで推移し、設備投資も低水準にとどまったことから、依然として景気回復を実感できない状況が続きました。

このような環境のもと、当協会では、セーフティネット保証、借換保証等の政策保証に加え、「ステップサポート保証」等の提携保証や当協会独自の保証制度である「継続型短期保証（Tan5）」などにより積極的に保証推進を行いました。また、創業先をはじめとする保証先への企業訪問や専門家派遣事業を実施するとともに、平成25年10月には「経営改善計画策定費用に対する補助事業」や「経営改善支援保証」を創設しサポートミーティングの活用を促すなど、中小企業の経営支援強化に努めました。

これからも、中小企業のよきパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年10月

プロフィール

名 称	大分県信用保証協会
設 立	昭和24年 4 月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年 8 月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 <small>（大分県信用保証協定会定款第 1 条）</small>
基 本 財 産	145億円
保証債務残高	1,775億円
利用企業者数	12,542企業
役 職 員 数	常 勤 役 員 4 名 非 常 勤 役 員 11 名 職 員 50 名
事 務 所	大分市金池町 3 丁目 1 番64号（大分県中小企業会館内） <small>（平成26年 3 月31日現在）</small>



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

平成26年度経営計画について

1. 経営方針

(1) 業務環境

①大分県の景気動向

我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっています。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復が見込まれています。

県内においては、生産活動で横ばいの推移が続き設備投資は低水準にとどまりましたが、大型工事や災害復旧工事により公共工事が大幅に増加、さらに消費税増税前の駆け込み需要により住宅投資や個人消費で明るい動きを見せているとされますが、依然として景気回復を実感できない状況が続いています。

②県内中小企業を取り巻く環境

中小企業の資金繰りを支えていた中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）が、平成25年3月末で終了したことにより企業倒産の増加が危惧されましたが、金融機関が金融円滑化法の終了前と変わらずに返済条件の変更に努めたことや公共工事の発注増などもあり、県内の企業倒産件数は昨年に引き続き低水準で推移しています。この結果、当協会の代位弁済は5年連続前年実績を下回る見込みです。しかしながら、景気回復を実感できない状況でもあり、県内中小企業は引き続き厳しい経営状況が続くと思われます。また、体力に乏しい中小企業を中心に依然として返済条件緩和を行っている企業も多く、景気好転による業況の回復が望まれます。

(2) 業務運営方針

金融円滑化法の終了後も引き続き返済条件の変更に努めていることもあり、全国的にも事故発生が先送りになっているとも考えられ、今後は倒産の増加による代位弁済の増加など、信用保証協会においても厳しい状況が懸念されます。大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、中小企業の金融の円滑化を図ることを第一義として、県内中小企業の経営の安定に寄与するとともに経営基盤の強化に努めるべく、次のとおり運営方針を定めます。

①保証推進と経営支援

保証利用向上の取組として「新たな保証利用企業の獲得推進、政策保証や時代の要請に応じた新しい保証制度の提案、また、現場訪問の継続や専門家派遣制度などを通じた経営支援の強化」という中期事業計画に則り取組を実現します。

②求償権回収と期中管理

「期中管理や回収促進の取組、2回目以降の条件変更先の経営改善実現に向けた指導」という中期事業計画に則り取組を実現します。

③経営に関する取組

経営支援のための人材の育成、予想される大地震や新型インフルエンザ、反社会的勢力などの危機対応、また、新たな電算システム移行という中期事業計画に則り取組を実現します。

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

公共工事の増加や消費税増税前の駆け込み需要などにより、住宅投資や個人消費で明るい動きを見せていますが、依然として中小企業を取り巻く環境は不安定な状況が続いています。当協会としては、国及び地方の施策に即応し、各種政策保証を推進するとともに、コンサルティング機能の発揮による中小企業へのサポート等の経営支援を充実させる必要があります。このため、以下の点について重点的に取り組みます。

(2) 具体的な課題

- ①政策保証を中心とした保証推進
- ②経営支援の強化
- ③保証利用向上の取組
- ④保証審査の効率化

(3) 課題解決のための方策

- ①政策保証を中心とした保証推進
 - (ア) セーフティネット保証、借換保証、経営力強化保証、経営者保証ガイドライン対応保証等を積極的に推進します。
 - ・支店別一覧により残高減少先への再度保証を提案します。
 - ・当座貸越・事業者カードローン根保証は、資格要件該当先を抽出し提案します。
 - (イ) 金融機関本部と連携した推進体制を構築します。
 - (ウ) 商工会・商工会議所との関係強化を図ります。
 - ・商工会議所における金融相談会へ中小企業診断士の派遣を行います。
 - (エ) 市町村制度資金を推進するとともに、市町村担当者との連携を強化します。
- ②経営支援の強化
 - (ア) 企業モニタリングの継続・強化を行います。
 - ・保証担当者による企業訪問を実施します。
 - (イ) 専門家派遣事業の継続・充実を行います。
 - (ウ) 大口先及び関連企業（グループ企業）先については、与信状況について管理の充実を図ります。
- ③保証利用向上の取組
 - (ア) 完済先等の中小企業への訪問により利用企業者の増加を図ります。
 - (イ) 金融機関支店訪問を強化し、利用促進を図ります。
 - ・「創業保証」、「小口零細企業保証」等の各種保証制度を周知し、利用促進を図ります。
- ④保証審査の効率化
 - (ア) 地区担当2名体制により、事前相談に対する迅速な回答、金融機関との連携強化や目利き能力の向上を図ります。
 - (イ) 提携保証の推進により審査の迅速化を図ります。
 - (ウ) 創業先及び新規保証先については現地調査を行い、企業の経営実態を把握するとともに、次の保証に繋がる関係を構築します。
 - (エ) 金融機関毎に上期、下期のスケジュールを立て、案件相談会及び勉強会を積極的に開催します。
 - (オ) 内部研修会の充実により審査能力の向上を図ります。

【期中管理部門】

（１）現状認識

平成25年度は、金融円滑化法の終了後に延滞発生や事故報告の増加が懸念されましたが、金融機関の融資スタンスに変化はなく、代位弁済は前年に比べ低水準で推移しました。しかし、今後についても予断を許さない状況が続くと見込まれることから、金融機関や関係機関との連携を強化し、中小企業の経営改善・事業再生及び代位弁済の抑制に努めることが必要です。このため、以下の点について重点的に取り組みます。

（２）具体的な課題

- ①経営支援、再生支援への取組
- ②期中管理の徹底

（３）課題解決のための方策

- ①経営支援、再生支援への取組

（ア）条件変更（返済緩和）先への取組

- ・サポートミーティングの開催により、関係機関との調整を行い、中小企業の経営支援、再生支援に取り組みます。
- ・中小企業の経営支援、再生支援を目的に、返済緩和先の中から経営改善計画策定支援事業の利用可能先のリストアップを行い推進します。
- ・経営改善計画の策定については、国の「経営改善計画策定支援事業」と当協会の「経営改善計画策定費用に対する補助事業」を活用します。
- ・経営改善計画の実施のために必要な資金については、全国統一の保証制度である「事業再生計画実施関連保証」や平成25年10月に当協会が創設した「経営改善支援保証」等を活用します。
- ・大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社と連携し、中小企業の再生支援を推進します。

（イ）求償権先への取組

- ・事業継続中の定期入金先から、事業の再生が可能な先を選定し再生支援を行います。

- ②期中管理の徹底

（ア）期中管理業務の質の向上

- ・金融機関支店別延滞一覧表を作成し、金融機関との緊密な連携により、早期に経営の実態把握を行います。
- ・大口案件及び特殊案件については、協会方針を決定し、定期的にモニタリングを実施します。

（イ）金融機関・支援機関との連携強化

- ・県内金融機関との定期協議を実施し連携を強化します。
- ・金融機関や支援機関との研修会を実施します。
- ・金融機関主催研修会へ講師として職員を派遣します。
- ・中小企業サポート推進会議を大分県と共同で開催し、中小企業・小規模零細事業者の経営改善・事業再生を支援します。

（ウ）業務の効率化

- ・期中管理先については、継続的な管理を行うことで業務の効率化を図ります。

【回収部門】

（１）現状認識

近年は、無担保や第三者保証人のいない求償権、破産、民事再生（私的再生を含む）等の法的手続を適用した求償権の増加により求償権全体の質的劣化が進んでいます。平成25年度は、不動産の任意処分やスポットでの回収が順調であったことから、計画値に近い実績をあげることができました。平成26年度は、政府による新たな経済対策の影響もあり不動産市況に改善の兆しが見えるものの、近年の無担保求償権の増加により回収財源となる不動産担保は乏しく、引き続き回収の効率化を図り最大化に努める必要があります。このため、以下の点について重点的に取り組みます。

（２）具体的な課題

①求償権回収促進への取組

（３）課題解決のための方策

①求償権回収促進への取組

（ア）求償権の回収強化に向けた取組

- ・担保のある求償権については、期中管理段階で「代位弁済打合せ」を開催し、早期に回収方針を設定します。
- ・保有する全担保権について進捗状況を管理し、早期の任意処分を進めるとともに、長期化した場合は不動産競売を実行します。
- ・担保のある求償権のうち、定期返済先については、返済額の増額交渉を行うなど求償権の早期回収に向けた取組を強化します。
- ・地元不動産業者との情報交換により、物件処分の促進を図ります。
- ・不動産処分終了後、早期にサービサーへ移管し、無担保求償権の効率的な回収を行います。

（イ）サービサーの効率的活用

- ・担保のない新規代位弁済案件については、早期に保証協会サービサーに回収を委託し、定期回収の底上げを図ります。
- ・担保のある一部求償権を保証協会サービサーに回収を委託します。
- ・回収不能となった求償権については、委託解除を行い、管理事務停止を実施します。

（ウ）その他の回収促進に向けた取組

- ・管理事務停止及び求償権整理を実施します。
- ・大口求償権先（500万円以上）について、代位弁済時に協会方針を決定します。また、進捗状況役員報告会を開催します。

【その他間接部門】

（１）現状認識

適正できめ細やかな業務を行うために、人材の確保及び育成の充実を図るとともに、中小企業への広報活動を充実させる必要があります。また、協会を取り巻く環境変化に柔軟に対応するために、財務体質の強化及び新たな電算システムである COMMON システムへの移行・構築を行う必要があります。このため、以下の点について重点的に取り組みます。

（２）具体的な課題

①人材育成の充実

②危機管理体制の確立

③新たな電算システムの構築

④財政基盤の確立

⑤広報の充実

(3) 課題解決のための方策

①人材育成の充実

(ア) OJT、OFF-JT の取組推進

- ・若手職員を対象とした内部勉強会の開催、関係機関との研修会等を開催します。
- ・中小企業のニーズや問題点を把握するために現場主義を徹底するとともに、保証部・管理部の若手職員を中心にベテラン職員による現場指導を実施します。
- ・能力育成中の職員については、マンツーマンの指導體制を1年間は継続します。
- ・連合会等外部研修や通信教育の受講により、多様化する業務に的確に対応できる職員、職場内でリーダーシップのとれる職員を養成します。
- ・中小企業診断士等の専門的能力を有する職員を養成します。

②危機管理体制の確立

- ##### (ア) 事業継続計画について、役職員への研修を行い周知徹底に努めるとともに、被災時を想定した訓練を実施します。

③新たな電算システムの構築

(ア) COMMON システムへスムーズな移行を行います。

- ・保証協会システムセンターや移行支援協会等と連携強化し、スムーズな本番稼働を行います。

④財政基盤の確立

(ア) 経費の削減

- ・経費削減については、予算管理を行いながら適正な執行に努めます。

(イ) 資金の効率的運用

- ・有価証券の購入は、国債・共同地方債・事業債等を主体とし、有価証券の保有期間を延ばすことなどにより運用益の増加を図ります。
- ・金融機関への預託は、金融機関の需要を見極めながら効果的に行います。

⑤広報の充実

- ##### (ア) 記者発表、説明会、パンフレット、ホームページ、ノベルティグッズ等の広報ツールを使い、中小企業や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。

- ##### (イ) 金融機関への制度変更や中小企業へのお知らせ等は、金融機関への訪問時や勉強会の実施時に協会職員が行うことで効果的な広報を行います。

3. 保証承諾等主要計画

項 目	金 額
保 証 承 諾	73,000百万円
保 証 債 務 残 高	170,000百万円
代 位 弁 済	4,500百万円
回 収	700百万円

平成25年度事業報告

業績

(単位：百万円、%)

項目	金額	前年比	計画比	計画額
保証承諾	69,140	95.9	83.3	83,000
保証債務残高	177,520	94.5	98.6	180,000
代位弁済	1,607	65.5	35.7	4,500
回収	706	64.8	100.9	700

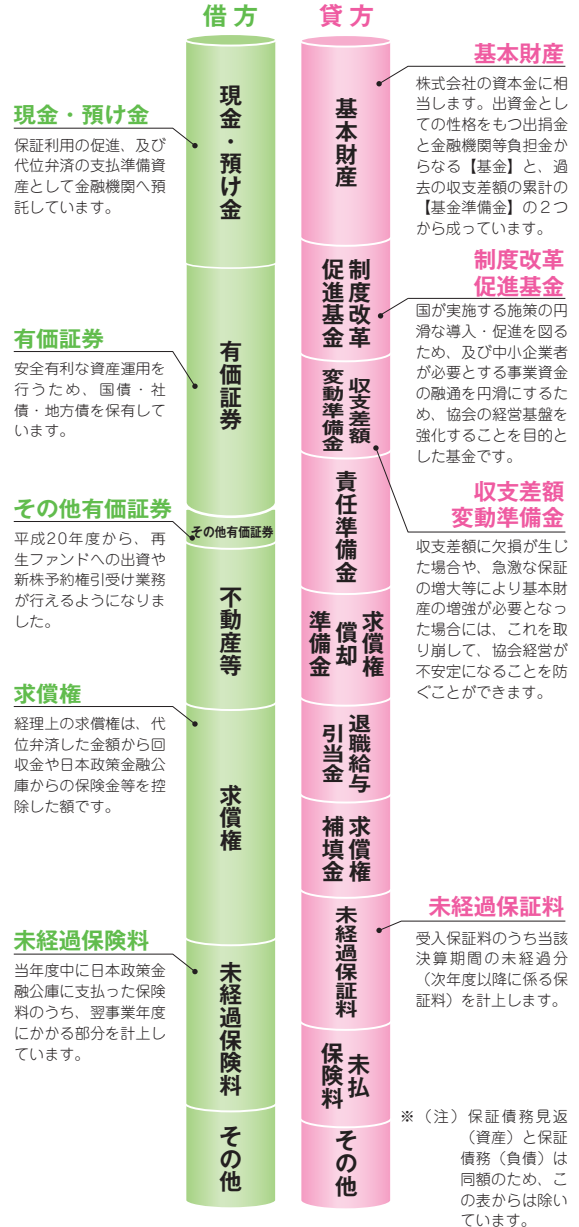
貸借対照表

(平成26年3月31日現在) (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	14,542,826
預け金	7,646,573	基金	5,403,887
金銭信託	0	基金準備金	9,138,939
有価証券	15,696,438	制度改革促進基金	328,873
その他有価証券	66,647	収支差額変動準備金	4,518,000
動産・不動産	343,766	責任準備金	1,081,289
損失補償金見返	10,663	求償権償却準備金	119,105
保証債務見返	177,519,594	退職給与引当金	469,386
求償権	383,935	損失補償金	310,067
雑勘定	542,308	保証債務	177,519,594
仮払金	12,004	求償権補填金	0
厚生基金	60,973	借入金	0
連合会勘定	1,816	雑勘定	3,320,786
未収利息	27,779	仮受金	67,783
未経過保険料	439,737	保険納付金	77,553
		損失補償納付金	18,573
		未経過保証料	3,153,764
		未払保険料	2,529
		未払費用	585
合計	202,209,926	合計	202,209,926

用語解説

貸借対照表



財産目録

(平成26年3月31日現在) (単位：千円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	1,081,289
預け金	7,646,573	求償権償却準備金	119,105
金銭信託	0	退職給与引当金	469,386
有価証券	15,696,438	損失補償金	310,067
その他有価証券	66,647	保証債務	177,519,594
動産・不動産	343,766	求償権補填金	0
損失補償金見返	10,663	借入金	0
保証債務見返	177,519,594	雑勘定	3,320,786
求償権	383,935		
譲受債権	0		
雑勘定	542,308		
合計	202,209,926	合計	182,820,227
		正味資産	19,389,698

*各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。

○ 収支計算書

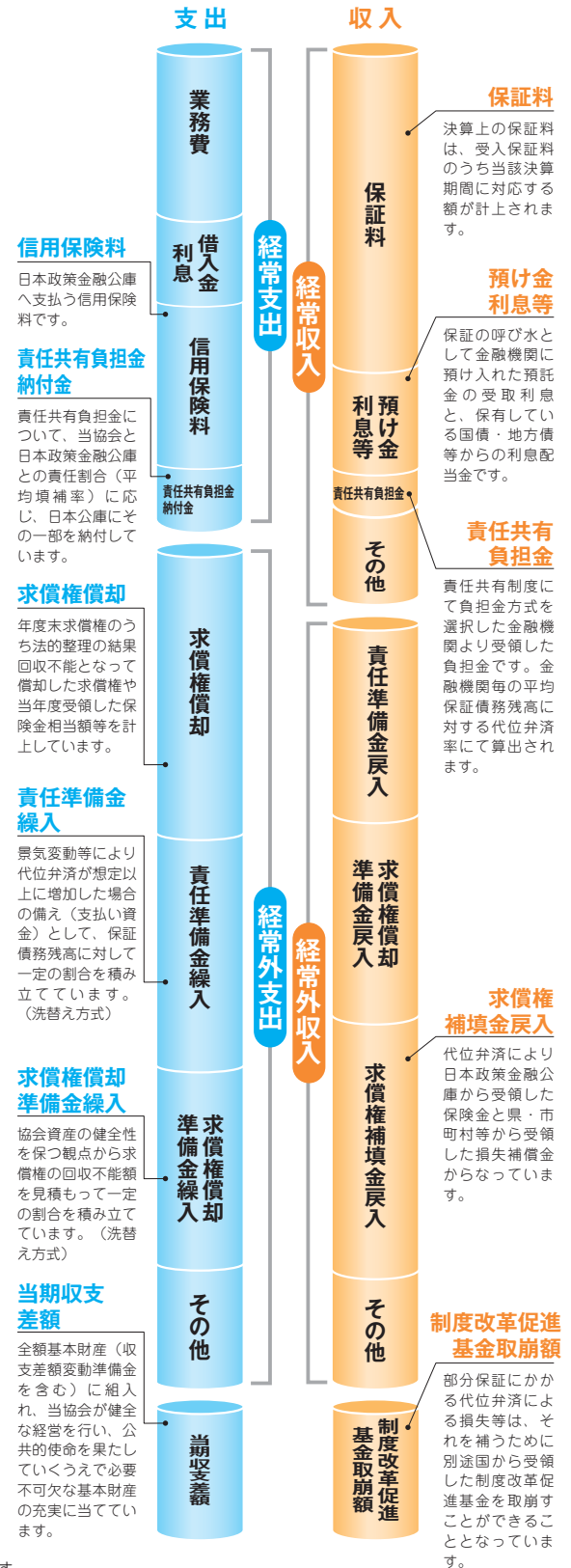
(平成25年4月1日～平成26年3月31日) (単位：千円)

収 支		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	676,898	保証料	1,611,249
役員給与	319,262	預け金利息	1,672
退職給与引当金繰入	26,597	有価証券利息・配当金	207,097
その他人件費	100,016	調査料	0
旅費	7,080	延滞保証料	4,463
事務費	106,960	損害金	9,791
賃借料	12,192	事務補助金	265,215
動産・不動産償却	23,571	責任共有負担金	207,186
信用調査費	3,311	雑収入	21,761
債権管理費	54,558		
指導普及費	11,436		
負担金	11,915		
借入金利息	0		
信用保険料	933,713		
責任共有負担金納付金	42,882		
雑支出	185,349		
経常支出合計	1,838,842	経常収入合計	2,328,434
経常収支差額	489,592		
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	1,623,905	償却求償権回収金	113,732
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	1,134,978
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	154,863
雑勘定償却	11,360	求償権補填金戻入	1,442,988
退職金	313	保険金	1,336,955
責任準備金繰入	1,081,289	損失補償補填金	106,033
求償権償却準備金繰入	119,105	補助金	0
その他支出	102,226	その他収入	421
経常外支出合計	2,938,198	経常外収入合計	2,846,982
経常外収支差額	△91,216		
		制度改革促進基金取崩額	68,003
		収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	466,379		
収支差額変動準備金繰入額	233,000		
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	233,379		

*各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。

○ 用語解説

収支計算書



○基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の約46.67倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

基金：県、市町村、金融機関から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。

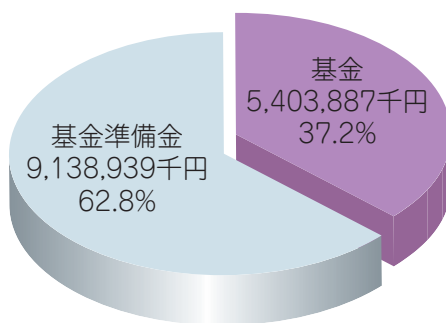
基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成基金です。

基本財産の内訳

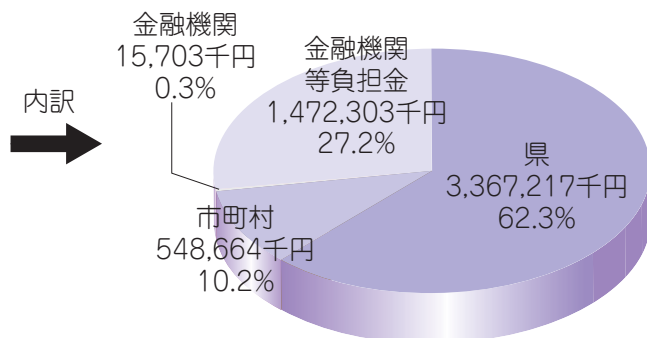
(平成26年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比
基金	5,403,887	37.2
出捐金	3,931,584	27.0
(県)	3,367,217	23.2
(市町村)	548,664	3.8
(金融機関)	15,703	0.1
金融機関等負担金	1,472,303	10.1
基金準備金	9,138,939	62.8
基本財産合計	14,542,826	100.0

基本財産の構成



基金の構成



平成25年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、平成25年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

大分県内の経済情勢は、災害復旧工事等により公共工事が増加、さらに消費税増税前の駆け込み需要により住宅投資や個人消費等に明るい動きがみられたものの、生産活動は横ばいで推移し、設備投資も低水準にとどまったことから、依然として景気回復を実感できない状況が続いた。

2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高（平成26年3月末）をみると、地方銀行1兆476億円（前年比105.0%）、第二地方銀行3,285億円（同101.4%）となっている。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の平成26年1月～3月期の資金繰り判断BSIでは、前期の-3.6ポイント（「悪化」超）から0.0ポイント（「改善」「悪化」同数）となっている。（第40回法人企業景気予測調査）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の平成25年通期の設備投資計画では、51.4%の減少となっている。（第40回法人企業景気予測調査）

5. 大分県内の雇用情勢

財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内の「雇用情勢は、緩やかに持ち直している。」となっている。（大分県内経済情勢報告 平成26年4月）

II 事業概況について

保証承諾については、保証審査担当者の企業訪問や専門家派遣事業などにより中小企業の実態把握に努め積極的に推進したが、金融機関の貸出金利の低下による影響や中小企業金融円滑化法の終了後も依然条件変更の申出が多かったことから、前年実績及び計画値をともに下回った。この結果、保証債務残高も前年実績及び計画をともに下回った。また、利用企業者数は前年末比で516減少の12,542企業となり、一企業当たり保証債務残高は約14百万円となった。

代位弁済については、中小企業金融円滑化法の終了後も、金融機関の融資スタンスに変化がなかったことや、中小企業者の経営改善支援のために「経営改善計画策定費用に対する補助事業」や「経営改善支援保証」を創設して、サポートミーティングの活用にも努めた結果、前年実績及び計画をともに下回った。

回収については、物件の任意処分を進捗管理を徹底するなどして回収額の底上げに努めた結果、前年実績は下回ったものの、計画は上回った。

〈平成25年度主要業務数値〉

項目	件数	前年度比	金額	前年度比	計画（金額）	金額計画比
保証承諾	6,720	107.5%	69,140百万円	95.9%	83,000百万円	83.3%
保証債務残高	20,462	98.0%	177,520百万円	94.5%	180,000百万円	98.6%
代位弁済	201	84.5%	1,607百万円	65.5%	4,500百万円	35.7%
回収	—	—	706百万円	64.8%	700百万円	100.9%

III 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めたことや、代位弁済が計画よりも大幅に下回ったことなどにより、収支差額は4億66百万円の黒字計上となった。

IV 財務計画について

収支差額のうち、2億33百万円を収支差額変動準備金に、2億33百万円を基金準備金に繰入れたことにより、期末の収支差額変動準備金は45億18百万円、基金準備金は91億39百万円となった。この結果、基本財産は145億43百万円となった。

V 重点課題について

1. 保証部門

(1) 政策保証を中心とした保証推進

①セーフティネット保証・借換保証等を積極的推進

セーフティネット5号については、国が平時の運用へ移行を図る方針のため、全業種指定から徐々に対象業種が減少となることを金融機関に周知徹底するとともに、保証債務残高減少先の借換を推進した。また、当座貸越・事業者カードローン根保証、継続型短期保証（Tan5）については、資格要件該当先を抽出し金融機関に提案することにより推進することができた。しかし、金融機関の貸出金利の低下による影響などもあり、保証承諾は691億40百万円と年間計画（830億円）を達成できなかった。

②金融機関本部と連携した推進体制の構築

金融機関本部訪問を定期的を実施するとともに、金融機関本部と連携して、案件相談会や勉強会の開催、支店への帯同訪問を行うことなどにより、連携を強化することができた。

③商工会議所・商工会との関係強化

商工会議所で開催した金融相談会に職員の派遣を行うとともに、商工会議所主催の経営指導員会議に出席するなどして連携を深めたが、商工会との連携強化までには至らなかった。

④市町村制度資金の推進、市町村担当者との連携強化

市町村の保証制度取扱部署を訪問し、担当者との保証制度や政策についての意見交換を行うことにより、連携を深めることができた。

(2) 経営支援の強化

①企業モニタリングの継続・強化

保証審査担当者の現地での企業モニタリングや、創業先への保証後のフォロー訪問など、積極的に企業訪問を実施（訪問先518企業）することにより、経営支援の強化が図られた。

②専門家派遣事業の継続・充実化

原価管理の徹底や社内管理体制の構築など、中小企業者の具体的な経営課題に対し、専門家を派遣してきめの細かい支援を行うことにより、経営支援の充実が図られた。

③大口先及び関連企業（グループ企業）先について与信限度額の管理を充実化

対象先について、財務内容の傾向や残高増減等の管理を行ったことより、与信限度額の管理の充実を図った。

(3) 保証利用向上の取組

保証利用企業増加キャンペーンを実施するとともに、金融機関に対して再アプローチを依頼するなどの取組を講じたものの、今後は、より効果の上がる方法の検討が必要と思われる。

金融機関支店訪問を積極的に実施（支店訪問数1,991回）することにより、金融機関との緊密なリレーションが構築され、案件相談のスピードアップに繋がった。

(4) 保証審査の効率化

「ステップサポート保証」などの提携保証や「継続型短期保証（Tan5）」の推進、金融機関支店との相談会・勉強会の実施により、効率的な保証審査を行うことができた。

また、地区担当2人体制の導入により、若手職員の交渉力や目利き能力が向上し金融機関との円滑なコミュニケーションが図られ効率的な保証審査に寄与した。

2. 期中管理部門

(1) 再生支援への取組

①条件変更（返済緩和）先への取組

条件変更（返済緩和）先への企業訪問を実施し経営の実態把握に努めた。また、大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社と連携を図り、中小企業者の再生支援に取り組んだ。

「サポートミーティング」については、10月に創設した「経営改善計画策定費用に対する補助事業」や「経営改善支援保証」の金融機関への周知などに努めた結果、経営改善相談が増加し、年度計画の30回を上回る44回の開催実績を残すなどの成果があった。

②求償権先への取組

求償権消滅保証を利用した再生支援はできなかったが、求償権先及びその関連会社の事業を見直すことにより、求償権先への再生支援を行うことができた。

(2) 期中管理の徹底

① 期中管理業務の質の向上

事故報告先については、企業訪問による実態把握の不足を金融機関訪問の実施による情報収集で補った。また、複数の金融機関から借入がある場合には各金融機関との個別交渉により調整を行うなど、期中管理業務の質的向上が図られた。

② 金融機関・支援機関との連携強化

県内5金融機関本部への定例訪問を毎月実施した。また、金融機関担当者向け研修会の実施や金融機関研修会への講師派遣、大分県との共同による中小企業サポート推進会議の開催、同会議の主催による金融機関や支援機関向けの研修会を実施したことなどにより、関係機関との連携強化及び期中管理業務や再生支援業務の理解が得られ、再生支援に関する相談が増加する効果があった。

③ 業務の効率化

金融機関訪問の実施による情報収集や金融機関が作成したモニタリング表を活用し、期中管理先の把握を行ったことにより、業務の効率化が図られた。

3. 回収部門

(1) 求償権回収促進への取組

① 求償権の回収強化に向けた取組

期中管理段階から担保の物件調査や処分に向けて金融機関との連携を図ったことや、破産管財人及び破産管財人が選定した不動産業者との任意処分協議の進捗管理を徹底したことから、担保処分による回収が順調に推移した。また、サービサーを主体としたスポット回収も順調であったことから、元金・損害金の回収金額は7億6百万円となり、年度計画を達成することができた。

② サービサーの効率的活用

無担保求償権については、代位弁済と同時にサービサーへの委託を実施した。また、サービサーに対し、債務者との返済交渉等により、将来にわたって回収が不可能と判断されるものについては、積極的に委託を解除するように依頼したことにより、管理事務停止の推進に繋がるなど、管理事務の効率化が図られた。

また、サービサーによる地道な資力調査や督促により、無担保求償権が大口回収に結び付くなど、回収促進も図られた。

③ その他の回収促進に向けた取組

回収不能となった求償権の管理事務停止、求償権整理を積極的に推進したことにより、管理事務の効率化が図られた。また、大口求償権については、代位弁済時及び期中の役員報告により、求償権内容の共通認識に努めるなど、回収促進に向けた取り組みを行うことができた。

4. その他間接部門

(1) 人材育成の充実

① OJTの取組推進

職場内研修として、中堅職員が講師となり、若手職員向けの内部勉強会を4回（のべ参加人数87人）開催することにより、受講生や講師を努めた職員のスキルアップが図られた。

また、若手職員への指導体制として、年度当初に指導担当者を設定しマンツーマン体制の確立を図るとともに、指導担当者に加え、管理職等が帯同して現場指導をしたことにより能力向上が図られた。

② OFF-JTの取組推進

連合会研修は、公募を取り入れる改善などを行い、研修計画を策定した上で実施した。この結果、動産評価アドバイザー認定試験に1人が合格する成果があった。

(2) 危機管理体制の確立

過去に発生したコンプライアンス関係の事例、要因分析について、レジュメとして取りまとめるとともに、これを教材として研修会を開催し、内容、原因、対策を職員全員で共有することにより、再発防止に向けた取組を行った。

(3) 新たな電算システムの構築

保証協会システムセンターや移行支援協会と連携を強化するとともに、スケジュールの進捗管理を徹底したことにより、システム移行作業は予定どおりに進んだ。また、諸規程、マニュアル等の整備を行うとともに、内部研修会やリハーサルを重ねたことにより、本稼働に向けた準備を整えることができた。

(4) 財政基盤の確立

経費については、妥当性、経済性の観点から支出内容を精査することにより、削減に努めることができたが、今後も適正な執行を行うこととしている。

資金の効率的運用については、安全性が高く、利回りを確保できる有価証券を選定した。また、金融機関への預託は保証利用動向等の実績に応じて実施した。この結果、前年度を上回る利息及び配当金を確保することができた。

(5) 広報の充実

ホームページでは、保証制度の案内、相談窓口の設置等の協会情報をいち早く掲示するなど、利用者へのサービス向上に努めた。

また、職員の金融機関訪問時や勉強会の資料として各種パンフレットを活用することにより、効果的な広報に努めることができた。

外部評価委員会意見書

平成26年7月4日、大分県信用保証協会から平成25年度事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて、当委員会の意見は次のとおりである。

総括

大分県信用保証協会では、保証審査担当者の企業訪問や専門家派遣事業などにより中小企業の実態把握に努めながら積極的な保証推進を行うとともに、「経営改善計画策定費用に対する補助事業」や「経営改善支援保証」を創設して、サポートミーティングの活用にも努めるなど、中小企業の経営改善支援に取り組んでいる。

こうした中、平成25年度は収支差額4億66百万円を計上し、このうち2億33百万円を収支差額変動準備金に、2億33百万円を基金準備金に繰入れたことにより、基本財産は145億43百万円と着実に増強が図られている。

しかしながら、中小企業金融円滑化法により条件変更の申出に柔軟に対応したため、多くの企業が返済条件緩和を行っていることに留意しておく必要がある。

また、県内の中小企業者数の減少が懸念される場所であるが、持続性のある地域経済発展の視点からも事業承継等による支援が必要と思われる。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献できるよう不断の経営努力を期待する。

保証部門について

保証承諾は691億40百万円で、計画額（830億円）を大幅に下回り、前年対比95.9%、計画比83.3%となった。これは、金融機関の貸出金利の低下による影響や、これまで申込の多かったセーフティネット5号保証の対象業種が絞られたことなどが影響したと思われる。

保証債務残高は1,775億20百万円となったが計画比98.6%と計画額（1,800億円）を若干下回るにとどまった。

利用企業者数は、12,542先で前年度から516先減少となったが、中小企業白書における県内の中小企業者数の減少と同様の動きとなっており、廃業先が多いことが要因と思われる。

大分県信用保証協会では、各金融機関本部に加え営業店へも積極的に訪問し、制度利用の提案や再利用の呼びかけを行うほか、金融機関・商工団体等の支援機関との相談会開催等、保証推進のための方策を講じているが、経営支援の充実のためには関係機関との連携が重要であり、引き続き実施していくことが必要である。

また、企業訪問によるモニタリングや専門家派遣等により中小企業との直接対話による支援にも取り組んでいるが、今後も、これらの経営支援等を積極的に行うことにより保証協会の存在価値を高めることが望まれる。

さらに、新たな金融機関との提携保証の推進も行われているが、今後とも中小企業のニーズに合った制度の構築等が必要である。

期中管理部門について

代位弁済は16億7百万円となり、計画額（45億円）及び前年実績（24億56百万円）ともに下回った。これは、中小企業金融円滑化法終了後も、金融機関の融資スタンスに大きな変化がなく、返済条件緩和などに柔軟に対応したことで、県内の企業倒産が小康状態を保っていたことが要因と思われる。

また、中小企業の経営改善のために「経営改善計画策定費用補助事業」や「経営改善支援保証」を創設して、サポートミーティングの活用にも努めた結果、事故報告受付は25億22百万円と計画額（60億円）及び前年実績（30億96百万円）ともに下回った。

しかし、依然として返済条件緩和を行っている企業は予断を許さない状況の先が多いことから、金融機関と連携したモニタリングなどにより期中管理を徹底するとともに、サポートミーティングなどを活用して金融機関や支援機関との連携をより強化し、経営改善や再生支援に積極的に取り組むことが必要である。

回収部門について

回収は7億6百万円となり、前年実績（10億90百万円）は下回ったものの、計画額（7億円）を上回った。これは、期中管理部門との連携による回収の早期着手や、担保権の進捗管理による任意処分促進等を積極的に行った結果と思われる。

今後も、無担保や第三者保証人のいない求償権の増加により回収環境は厳しさを増すことが予想されるが、保証協会サービスの有効活用や回収不能となった求償権について管理事務停止・求償権整理を行うなどにより、回収業務の効率化を図ることが必要である。

その他間接部門について

人材育成については、連合会研修等の研修制度やOJTなどにより、積極的な取組が行われている。

コンプライアンス関係については、過去に発生した事例について要因分析を行い、対策について内部研修を行っているが、再発防止策として効果的である。今後は、人手に頼る対策ではなく、手続きの見直し、簡素化、マニュアル化などにより対策を強化することが重要である。

新しい電算システムへの移行については、平成26年5月に本稼働を迎えているが、今後は内部研修等によりシステムの理解度をより向上させ、安定的な稼働を行うように要望する。

経費の削減については、具体的な効果などを考慮して実施すべきである。

広報については、中小企業や関係機関に対して、ホームページ、機関誌、各種パンフレット等により実施されているが、今後もタイムリーで効果的な広報に取り組むことを期待する。

大分県信用保証協会外部評価委員会
委員長 岡村 邦彦
副委員長 河野 光雄

信用保証の動向

(※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

平成25年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	26	549,000	24	783,000	24	518,400	66.2
地方銀行	3,094	45,108,746	2,467	36,800,856	2,648	34,523,388	93.8
第二地方銀行	1,345	15,356,033	1,325	14,483,750	1,427	13,493,981	93.2
信用金庫	1,564	13,736,151	1,588	12,936,285	1,687	12,705,818	98.2
信用組合	855	7,706,190	817	6,659,406	904	7,220,590	108.4
政府系機関等	43	846,566	28	435,074	30	677,766	155.8
合 計	6,927	83,302,686	6,249	72,098,371	6,720	69,139,943	95.9

○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	88	1,622,211	91	1,658,289	97	1,658,953	100.0
地方銀行	9,741	110,439,738	9,068	99,066,733	8,617	91,939,749	92.8
第二地方銀行	3,461	33,198,602	3,589	32,681,999	3,685	31,510,779	96.4
信用金庫	5,677	37,880,111	5,558	35,978,400	5,482	34,375,313	95.5
信用組合	2,474	18,198,712	2,488	17,573,133	2,500	17,010,865	96.8
政府系機関等	67	876,778	77	909,266	81	1,023,935	112.6
合 計	21,508	202,216,152	20,871	187,867,819	20,462	177,519,594	94.5

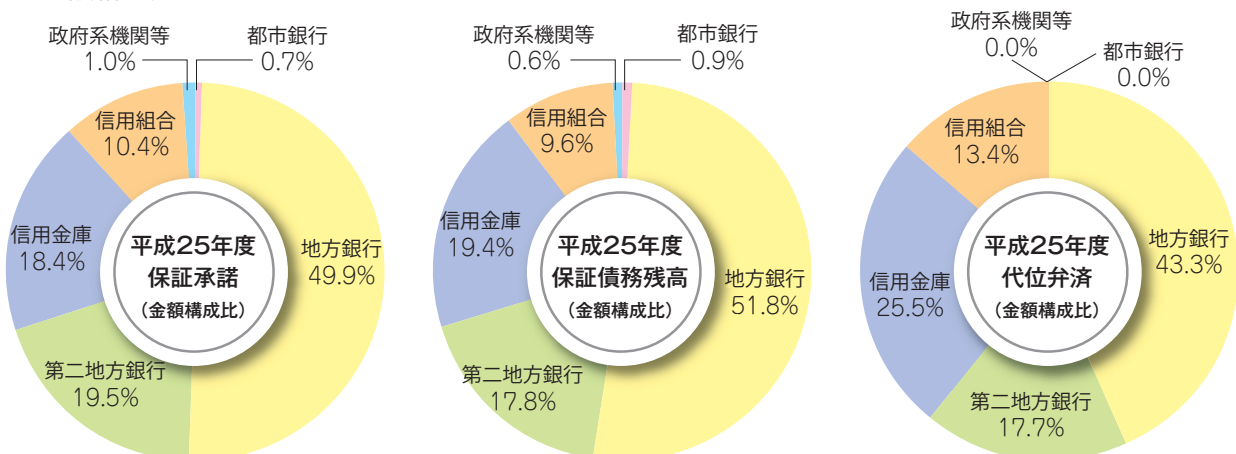
○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	0	0	3	51,489	0	0	—
地方銀行	115	1,445,070	96	1,139,544	69	696,473	61.1
第二地方銀行	83	688,110	46	616,365	48	285,218	46.3
信用金庫	77	479,716	58	492,196	56	409,560	83.2
信用組合	46	336,883	33	151,087	28	215,982	143.0
政府系機関等	0	0	2	4,850	0	0	—
合 計	321	2,949,779	238	2,455,532	201	1,607,233	65.5

注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含まれます。(前年比も同じ)

金額構成比



平成25年度信用保証業務の状況〈業種別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	890	12,883,853	850	11,757,385	897	9,842,233	83.7
建 設 業	1,995	23,359,453	1,854	19,605,410	1,959	17,940,760	91.5
卸 売 業	730	10,886,500	628	9,362,380	743	9,442,620	100.9
小 売 業	1,197	11,757,895	1,070	10,658,030	1,075	9,766,263	91.6
サ ー ビ ス 業	1,203	13,591,739	1,016	11,188,817	1,083	11,363,297	101.6
そ の 他	912	10,823,246	831	9,526,349	963	10,784,770	113.2
合 計	6,927	83,302,686	6,249	72,098,371	6,720	69,139,943	95.9

○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

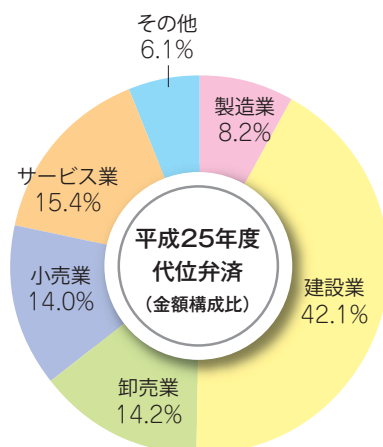
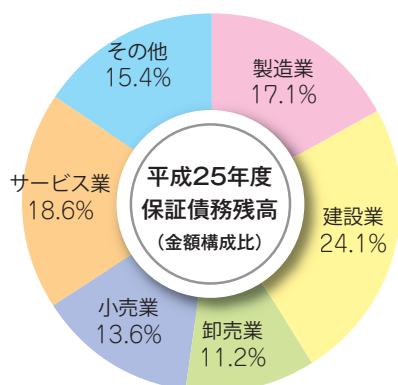
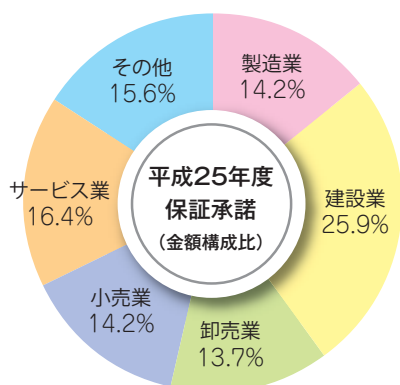
区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	3,133	35,568,133	2,987	32,638,695	2,901	30,337,774	93.0
建 設 業	5,319	48,481,394	5,285	45,278,208	5,298	42,825,633	94.6
卸 売 業	2,011	23,493,961	1,910	21,284,487	1,871	19,796,748	93.0
小 売 業	3,837	27,837,472	3,662	25,740,785	3,476	24,203,021	94.0
サ ー ビ ス 業	4,118	37,631,049	3,960	35,174,766	3,833	32,974,119	93.7
そ の 他	3,090	29,204,142	3,067	27,750,878	3,083	27,382,299	98.7
合 計	21,508	202,216,152	20,871	187,867,819	20,462	177,519,594	94.5

○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	23年度		24年度		25年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	38	717,439	41	730,286	18	131,542	18.0
建 設 業	112	968,864	58	601,576	69	676,656	112.5
卸 売 業	35	235,927	24	257,126	23	228,924	89.0
小 売 業	74	644,049	61	485,031	33	223,822	46.1
サ ー ビ ス 業	23	163,783	22	71,473	32	247,901	346.8
そ の 他	39	219,717	32	310,039	26	98,389	31.7
合 計	321	2,949,779	238	2,455,532	201	1,607,233	65.5

金額構成比

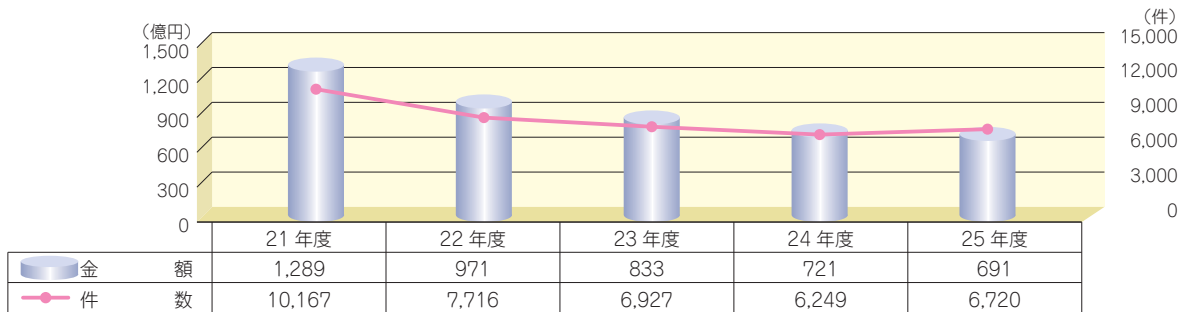


平成25年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

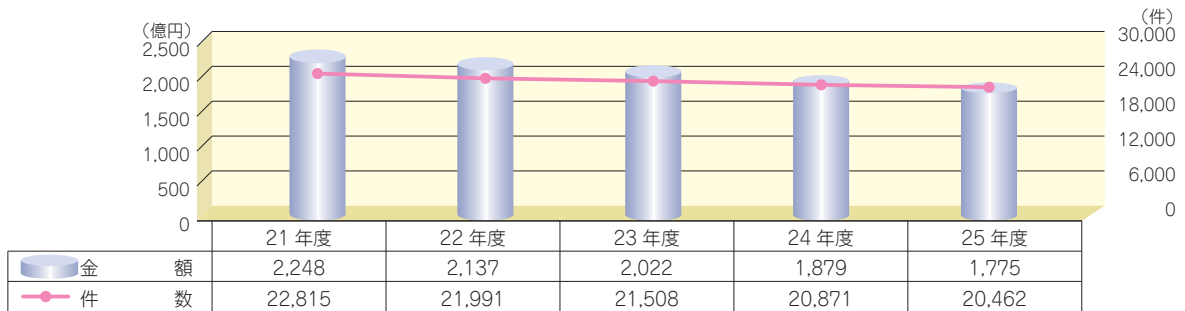
(単位：件、千円、%)

	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)				
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
大分市	2,673	28,786,810	89.5	41.6	8,607	77,743,941	93.4	43.8	102	784,269	119.2	48.8	
別府市	718	7,170,510	89.2	10.4	2,274	20,085,328	93.7	11.3	22	167,896	50.8	10.4	
中津市	459	5,365,930	99.0	7.8	1,320	12,530,290	94.3	7.1	21	214,601	209.2	13.4	
日田市	546	4,460,830	125.7	6.4	1,850	11,517,753	96.6	6.5	11	28,659	106.1	1.8	
佐伯市	469	5,207,410	103.9	7.5	1,254	11,812,846	102.2	6.7	5	33,564	5.5	2.1	
臼杵市	268	3,692,729	149.3	5.3	653	7,012,809	102.7	3.9	4	40,325	101.9	2.5	
津久見市	128	1,322,980	142.9	1.9	280	2,338,186	109.7	1.3	0	0	0.0	0.0	
竹田市	160	1,381,530	71.5	2.0	373	3,007,197	87.9	1.7	6	91,050	208.5	5.7	
豊後高田市	133	1,294,150	103.7	1.9	348	3,147,858	89.0	1.8	2	1,792	4.7	0.1	
杵築市	159	1,456,700	113.0	2.1	466	3,896,377	93.4	2.2	0	0	0.0	0.0	
宇佐市	291	2,548,730	111.5	3.7	795	6,470,650	94.2	3.6	3	13,572	4.7	0.8	
豊後大野市	170	1,444,559	98.9	2.1	486	3,405,864	95.4	1.9	2	8,881	6.4	0.6	
由布市	163	1,353,275	92.1	2.0	543	3,958,531	91.0	2.2	5	23,066	28.8	1.4	
国東市	69	669,050	65.2	1.0	316	2,221,509	86.8	1.3	11	174,004	443.9	10.8	
市計	6,406	66,155,193	96.8	95.7	19,565	169,149,138	94.5	95.3	194	1,581,679	65.3	98.4	
東国東郡	姫島村	1	23,000	—	—	5	28,576	92.5	—	0	0	0.0	0.0
	小計	1	23,000	—	—	5	28,576	92.5	—	0	0	0.0	0.0
速見郡	日出町	120	1,161,750	68.3	1.7	322	3,319,337	89.8	1.9	4	16,199	961.4	1.0
	小計	120	1,161,750	68.3	1.7	322	3,319,337	89.8	1.9	4	16,199	961.4	1.0
玖珠郡	九重町	56	478,000	64.3	0.7	175	1,673,362	92.9	0.9	0	0	0.0	0.0
	玖珠町	115	935,200	101.7	1.3	317	2,062,583	95.8	1.2	0	0	0.0	0.0
	小計	171	1,413,200	85.0	2.0	492	3,735,945	94.5	2.1	0	0	0.0	0.0
郡部計	292	2,597,950	77.2	3.7	819	7,083,857	92.2	4.0	4	16,199	59.3	1.0	
県外	22	386,800	90.8	0.6	78	1,286,599	99.8	0.7	3	9,355	196.8	0.6	
合計	6,720	69,139,943	95.9	100.0	20,462	177,519,594	94.5	100.0	201	1,607,233	65.5	100.0	

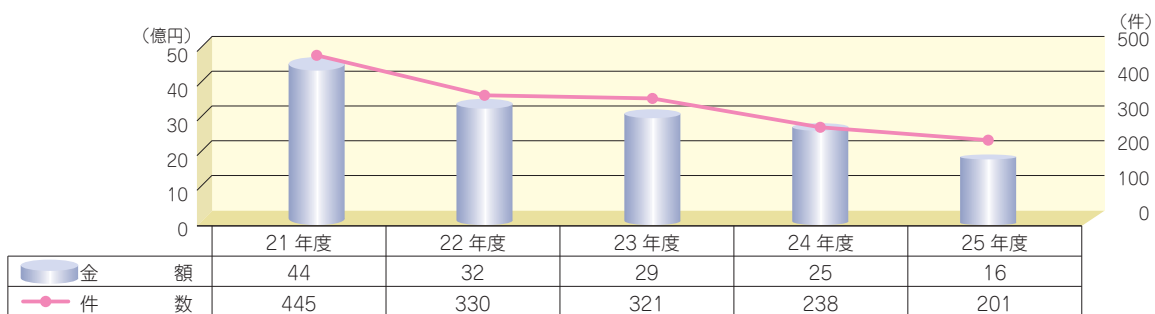
保証承諾の推移



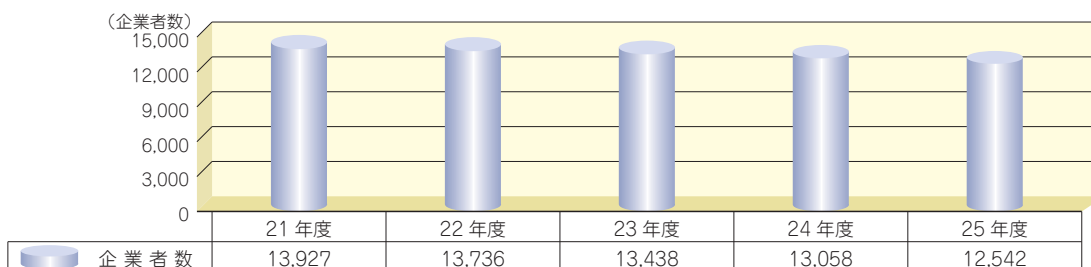
保証債務残高の推移



代位弁済の推移



利用企業者数の推移



条件変更の実績

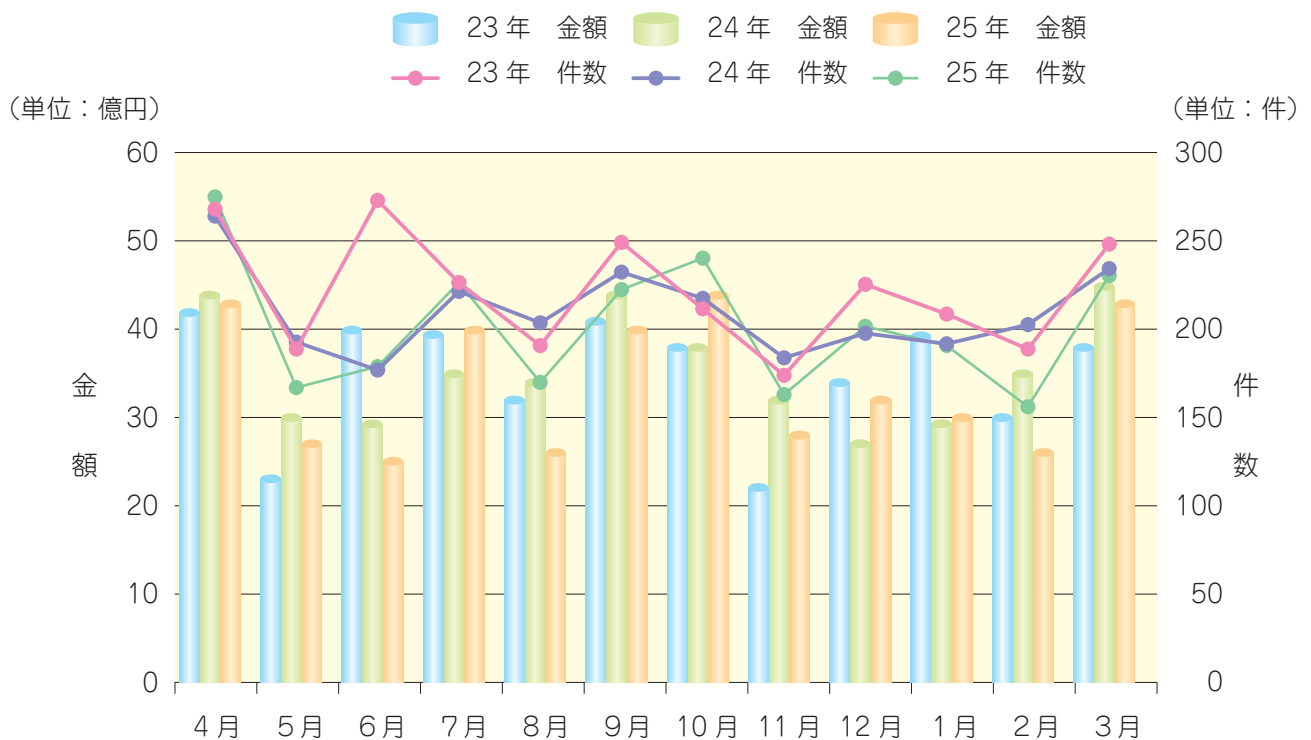
平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に踏まえ、当協会では、中小企業の経営状況に合わせた返済条件の緩和など、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

◎条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）

（単位：件、百万円、％）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実績	前年同期比	実績	前年同期比	実績	前年同期比
件数	2,647	108.7	2,512	94.9	2,414	96.1
金額	42,927	111.8	43,505	101.3	41,533	95.5

条件変更の実績



当協会の取組

◆専門家派遣事業

平成23年5月から当協会独自の事業として専門家派遣事業を開始しています。本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業です。平成25年度は、22企業に対し延べ72回の派遣を実施しました。

～概要～

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで実施可能）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）



◆金融相談会の実施

県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。

当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業の皆さまからのご相談に直接応じています。

【お問い合わせ先】

保証部 保証・経営支援一課 097-532-8246
保証・経営支援二課 097-532-8247



◆事業再生ファンド「おおいた PORTA ファンド有限責任組合」への出資

当協会は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、大分県、株式会社大分銀行、株式会社豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分信用金庫、大分県信用組合、日田信用金庫とともに、中小企業の事業再生を支援する「おおいた PORTA ファンド投資事業有限責任組合」に出資しました。

本ファンドは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」）に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受ける「官民一体型中小企業再生ファンド」です。同じく産活法に基づき設置された中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生に取り組む中小企業に対して投資を行うとともに、継続的な経営支援を行うことで、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

◆経営改善支援保証の創設

当協会は、平成25年10月に、財務上の問題を抱えている中小企業者に対して、認定支援機関等が連携して、実現可能な経営改善計画書の策定を支援するとともに、経営改善計画の実施等に必要な事業資金の円滑な融資を支援し、中小企業者の経営改善・事業再生の促進を図ることを目的として当制度を創設しました。

【ご利用できる方】

今後とも金融機関の支援の継続が可能であり、次の全ての要件を満たす中小企業者。

- ①認定支援機関が策定を支援した経営改善計画を有し、経営改善支援センター事業の利用申請を行い、受理の通知を受けていること。
- ②サポートミーティングを活用していること。
- ③当協会の保証利用があること。

【概要】

- ・借入限度額 1,000万円
- ・保証期間 (一括返済) 1年以内、(分割返済) 7年以内

◆「経営改善計画策定費用」に対する補助事業

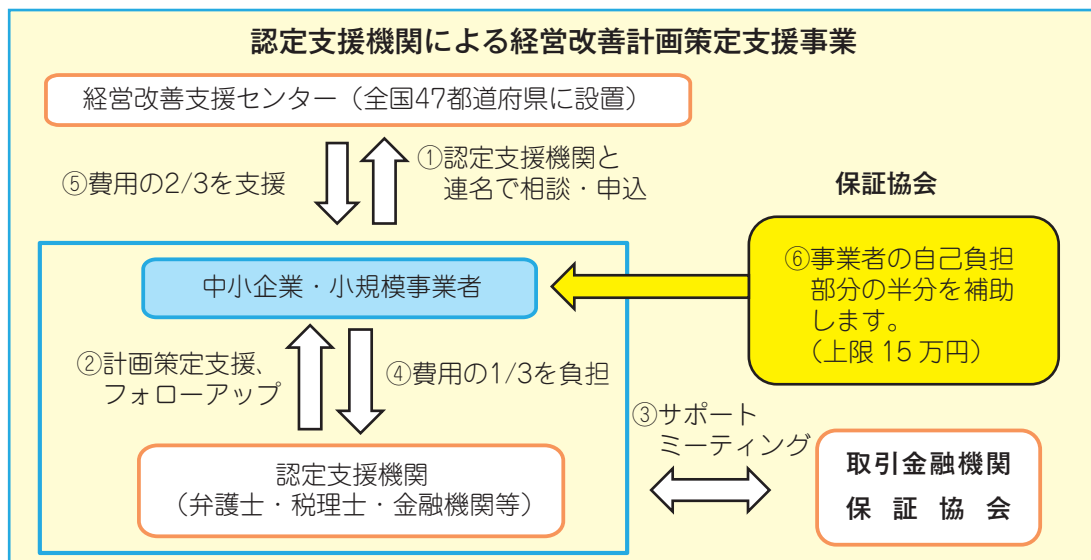
当協会では、平成25年10月から、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(事業者に対する計画策定費用等の一部補助)に係る取組として、当協会にて事業者の自己負担部分の一部に対する費用補助を行っています。

【概要】

次の全ての要件を満たす中小企業者について、事業者の自己負担部分(計画策定費用の1/3)のうち、1企業あたり15万円を上限として、その半分の補助します。(ただし、モニタリング費用除きます。)

【要件】

- ①「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ②サポートミーティングを活用していること。
- ③当協会の保証利用があること。



広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

ホームページの活用

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス
<http://www.oita.cgc.or.jp>



季刊誌「RELATION」の発行

季刊誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法、改正点などタイムリーな情報を提供しています。



「保証月報」の発行

毎月1回、当協会の保証状況を分かりやすくまとめています。



リーフレットの発行

「信用保証制度のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



広報活動

外部機関等の広報誌への広告掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」「経営支援」に関する情報やお知らせを掲載しています。これからも地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行います。



掲載先: 「創造おいた」
公益財団法人 大分県産業創造機構



掲載先: 「かるふる」
大分県商工会連合会



掲載先: 「エール」
大分商工会議所

信用保証のしくみ

○信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ②信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

○信用保険制度

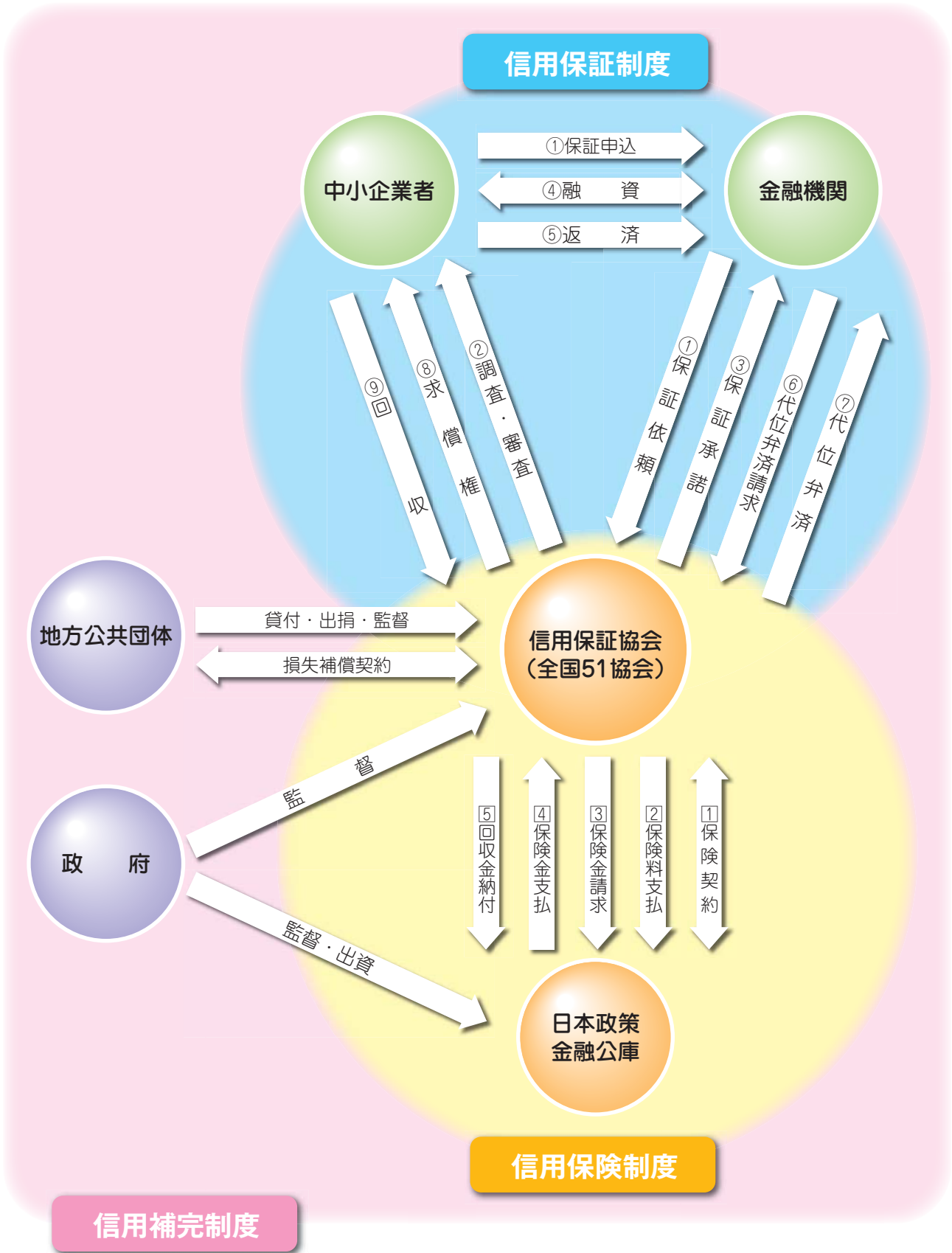
信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

○信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



信用保証のご利用について

【保証をご利用いただける方】

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

区域要件～次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

（１）個人の場合：住居または事業所のいずれかが大分県内にあるもの

（２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

○企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 （自動車または航空機用タイヤ及 びチューブ製造業ならびに工業 用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- * 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- * 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- * 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

◎業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

◎その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

【保証の内容】

◎保証の最高限度額

法人・個人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

◎保証期間

最長20年以内まで取り扱えます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

◎資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

◎連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。

ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

◎担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

【責任共有制度について】

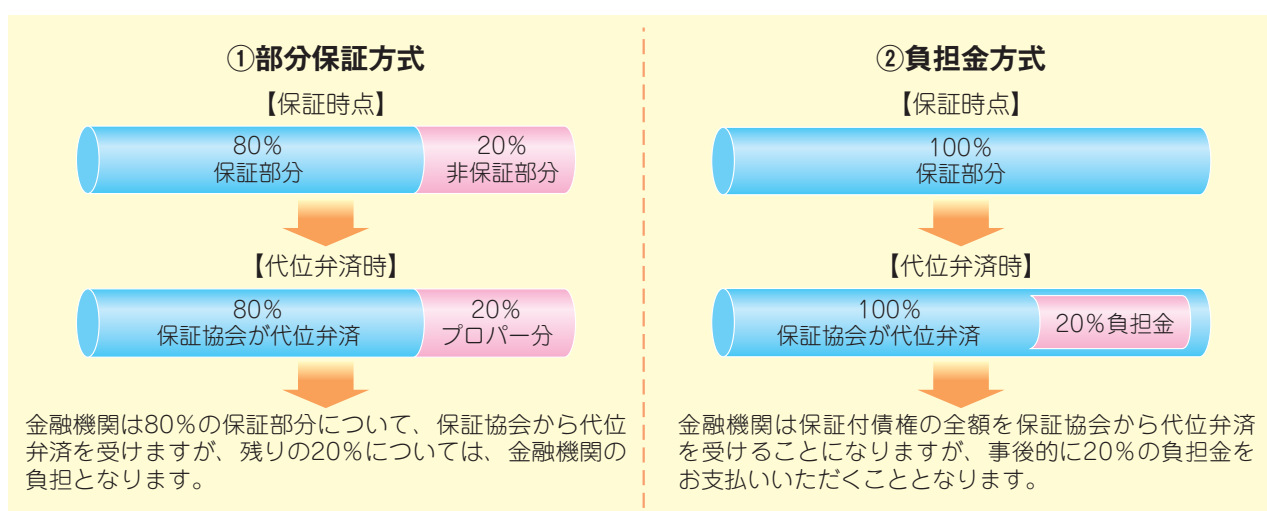
◎制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

◎制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



◎責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特別保険に係る保証
10. 経営力強化保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

【信用保証料について】

◎信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

◎信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

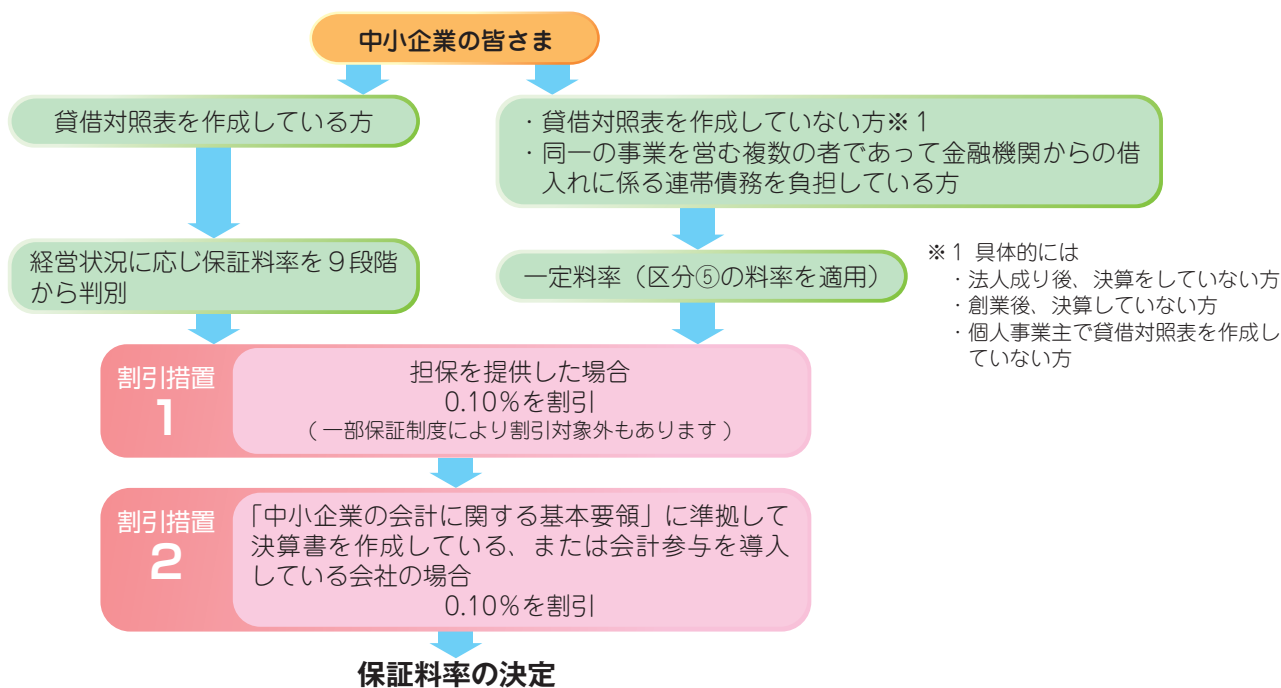
セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、一律の保証料率を適用します。

【基本保証料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90% (1.62%)	1.75% (1.49%)	1.55% (1.32%)	1.35% (1.15%)	1.15% (0.98%)	1.00% (0.85%)	0.80% (0.68%)	0.60% (0.51%)	0.45% (0.39%)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20% (1.87%)	2.00% (1.70%)	1.80% (1.53%)	1.60% (1.36%)	1.35% (1.15%)	1.10% (0.94%)	0.90% (0.77%)	0.70% (0.60%)	0.50% (0.43%)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証です。保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

◎信用保証料率決定の流れ



◎信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

①返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）

②返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）×分割返済回数別係数※

※分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割返済係数	0.77	0.72	0.66	0.61

◎信用保証料のお支払い

信用保証料は、原則、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年超の場合、下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただけます。

【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

【大分県信用保証協会の制度資金】

(平成26年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○ ○
無担保無保証人保証 (責任共有対象外: 100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転設備	7年	金融機関 所定利率	0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外: 100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	0.50~2.20 (表2)	○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62 (表3)	○ ○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~2,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62 (表3)	○ ○
根保証	手形割引 手形貸付	手形割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62 (表3)
							0.45~1.90 (表1)
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月	金融機関 所定利率	0.41~1.86 (表4)	○ ○
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外: 100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号~8号 0.75	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外: 100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(平成27年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.80	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業された方	1,000万円 (支援創業関連 保証と合算して 1,500万円)	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00
	創業関連保証	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円 (創業関連保証・再 挑戦支援保証と合 算して1,500万円)				
	支援創業関連保証	市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)	1,500万円 (創業関連保証・再 挑戦支援保証と合 算して1,500万円)				
創業関連保証 (責任共有対象外: 100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外: 100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超)0.75	
中小企業特定社債保証 (部分保証: 80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は 5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金発行 団体所定率	発行価額に対し 0.45~1.90 (表1)	○
流動資産担保融資保証 (部分保証: 80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は 2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	借入金額・極度額に対し 0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外: 100%保証)	法的な再生手続き中立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証: 80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は3億5,000万円(6億円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	借入金額に対し1.76 (特別小口 0.86)	
経営者保証ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対応が講じられている中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年(6ヶ月) 5年(6ヶ月)	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○ ○
経営改善支援保証	認定経営革新等支援機関等が支援した経営改善計画を有し、経営改善支援センター事業の利用申請を行い、受理の通知を受けている方	1000万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.45~1.90 (表1) 責任共有対象外 0.50~2.20 (表2)	○ ○
事業再生計画実施関連保証	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 特別小口0.80	
予約保証	小口零細企業保証 (責任共有対象外: 100%保証)	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円	運転 設備	5年	金融機関 所定利率	0.60~1.90 (表12)
							500万円
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1) (特別小口 0.86)	○ ○
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1) (特別小口 0.86)	○ ○
おおいた産業活力支援保証	自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業、新エネルギー関連産業において事業を行う方、または、これらの産業へ新たに事業展開を行う方	8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(3年)	金融機関 所定利率	0.25~1.70 (表13)	○
Q1250保証 (責任共有対象外: 100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20 (表2)	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転 設備	10年(6ヶ月) 10年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○ ○
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営力の強化を図りたい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 10年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.75 (表14) 0.50~2.00 (表14)	○ ○
100%保証の既保証を同額内で借換 (責任共有対象外: 100%保証)	100%保証の既保証を同額内で借換(責任共有対象外: 100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 10年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.75 (表14) 0.50~2.00 (表14)	○ ○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転 設備	7年 10年(6ヶ月)	商工貯蓄共済融資 取扱規程による	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○ ○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※特別小口保険を付保した場合は、責任共有制度対象外となります。

信用保証の活用

【大分県の制度資金】

(平成26年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運 転	10年(6か月)	1年以内1.9 5年以内2.2	0.45~1.15 (表5)	○ ○
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設 備	10年(1年)	7年以内2.4 10年以内2.6		
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運 転 設 備	10年(1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85 (表9)	○
	個人向け 無担保無保証 人貸付						0.70	
中小企業活性化資金	活性化融資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円 (運 転 8,000万円 設 備 8,000万円)	運 転 設 備	10年(1年)		0.45~0.75 (表7)	○ ○
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運 転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)		0.45~0.75 [特定中小企業者] 0.35	○ ○
	特定取引中小企業者	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
中小企業金融円滑化借換資金		中小企業金融円滑化法施行中(平成21年12月4日~平成25年3月31日)金融機関に経営改善計画を提出し、返済猶予を受けた中小企業者で、借換を行うことで経営改善を図る方	1億6,000万円 (ただし、償還開始後3年前までは、毎月返済を通常返済の1/2以上としその残高を毎月均等返済することができる。)	運 転	15年	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.45~0.75 (表7)	○ ○
事業引継円滑化資金		経営改善が見込まれない企業などからの事業譲渡や合併等により経済的又は社会的に有用である事業や雇用に引継ぐ方	運 転 8,000万円 設 備 2億円	運 転 設 備	10年(1年) 15年(2年)			○ ○
創造的企業育成支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度上昇するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)		0.20	
	ものづくり産業特別融資	基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設 備	10年 (1年)			
チャレンジ 中小企業応援資金	新事業 展開融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	5,000万円	運 転 設 備	7年(2年) 10年(2年)		0.35	○ ○
	ベンチャー サポート 融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・ビジネスプラングランプリ(一次審査通過) ・大分県トライアル発注制度 ・グッドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業	5,000万円					
	経営力強 化融資	認定経営革新等支援機関(国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等・中小企業の支援事業を行う者)の支援を受けて、事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う方	5,000万円	運 転 (借換) 設 備	5年(1年) (10年(1年)) 7年(1年)		0.15	(詳細はお問い合わせください)
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	7年以内1.8 10年以内2.0	0.70	
	創業等 支援融資		1,000万円					
地域産業振興資金	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方						
	進出企業取 引促進融資	進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方						
	観光振興 対策融資	民宿、駐車場、物品販売の店舗等の観光付帯施設を設置する方						
	海外展開 支援融資	海外に事業展開を図る方						
	環境保全 対策融資	環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	2.1	0.45~0.85 (表6)	○ ○
	大分県域のま ちづくり 国際融資	条例に基づく認定を受け障害者や高齢者に配慮した施設整備を行う方						
	国際経済変 動対策融資	国際経済変動に伴い経営合理化等を図る方						
災害復旧 融資	災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資				2.1 特別融資 1.8	0.45~0.85 (表6) 特別融資0.45~0.55 (表8)		
地域資源活用 事業振興融資	地域資源を活用して県外に事業展開を図る方	5,000万円 (7,000万円)						
新エネルギー 施設 等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方				2.1	0.45~0.85 (表6)		
耐震化促 進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8000万円 (2億8000万円)	運 転 設 備	20年 (2年)	5年以内1.0 10年以内1.5 15年以内2.0 20年以内2.5	0.25		
県制度のうちセーフティネットが適用された場合			(1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)			0.70 (0.30)		

【市町村の制度資金】

(平成26年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計	担保				
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とする時や開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	1,000万円	運転設備	7年(1年)	1.9	市が全額補助		○				
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方											
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円		7年 1,000万円を超えるものは 10年(1年)	2.1	0.45~1.90(表1) (上記の内、市が75%~85%補助) (セーフティネット適用分は市が全額補助)	○	○				
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助		○				
	季節資金	夏期特別資金(6月3日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1) (協会季節資金利用の場合は0.41~1.88(表4))	○	○				
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6か月)	1.8	市が全額補助		○				
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に		設備	10年(1年)								
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転	10年(1年)								
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに		設備	10年(1年)								
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転	5年(6か月)					2.0	0.45~1.97(表11)		○
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために		設備	7年(6か月)								
	高度情報化通信技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運転	6年					1.8	0.45~1.90(表1) (一部の業種等で市が全額補助)		○
設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要資金	設備		6年									
環境保全施設設備資金	大気汚染、水質汚濁等に係る各種処理施設・機械等に要する資金	設備		6年									
中津市	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関する資金	200万円	運転	5年	1.8	1.00		○				
	経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等		設備	7年								
	季節資金	越益・越年資金	200万円	運転	6か月					2.0	0.45~1.90(表1) 0.41~1.86(表4)		○
	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに		設備	10年(1年)								
日田市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転設備	7年(1年)	2.0	市が全額補助		○				
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満で、女性又は35歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方			7年(1年)								
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年)	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70(表10) (市が3割以内補助)		○				
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円		6年(1年)								
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転	10年(1年)	5年 2.40 10年 2.65	市が全額補助		○				
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70(表10) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)		○				
	小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに		設備	7年(6か月)								
臼杵市中小企業振興資金		経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70(表10) (市が3/4補助)		○				
津久見市中小企業振興資金		経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(6か月)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)		○				
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転設備	7年(1年)	1.8	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)		○				
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金 (新事業展開計画に基づき事業を行う場合)											
	季節資金	中小企業者が越益又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	7年(1,000万円超の場合は10年)								
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転	6か月								
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	1.00 (市が1/2補助)		○				
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)		○				
宇佐市中小企業振興資金		経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円	運転	5年(6か月)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)		○				
豊後大野市中小企業振興資金	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする設備資金	500万円	運転	10年(1年)	2.0	市が全額補助		○				
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金								設備			

信用保証の活用

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

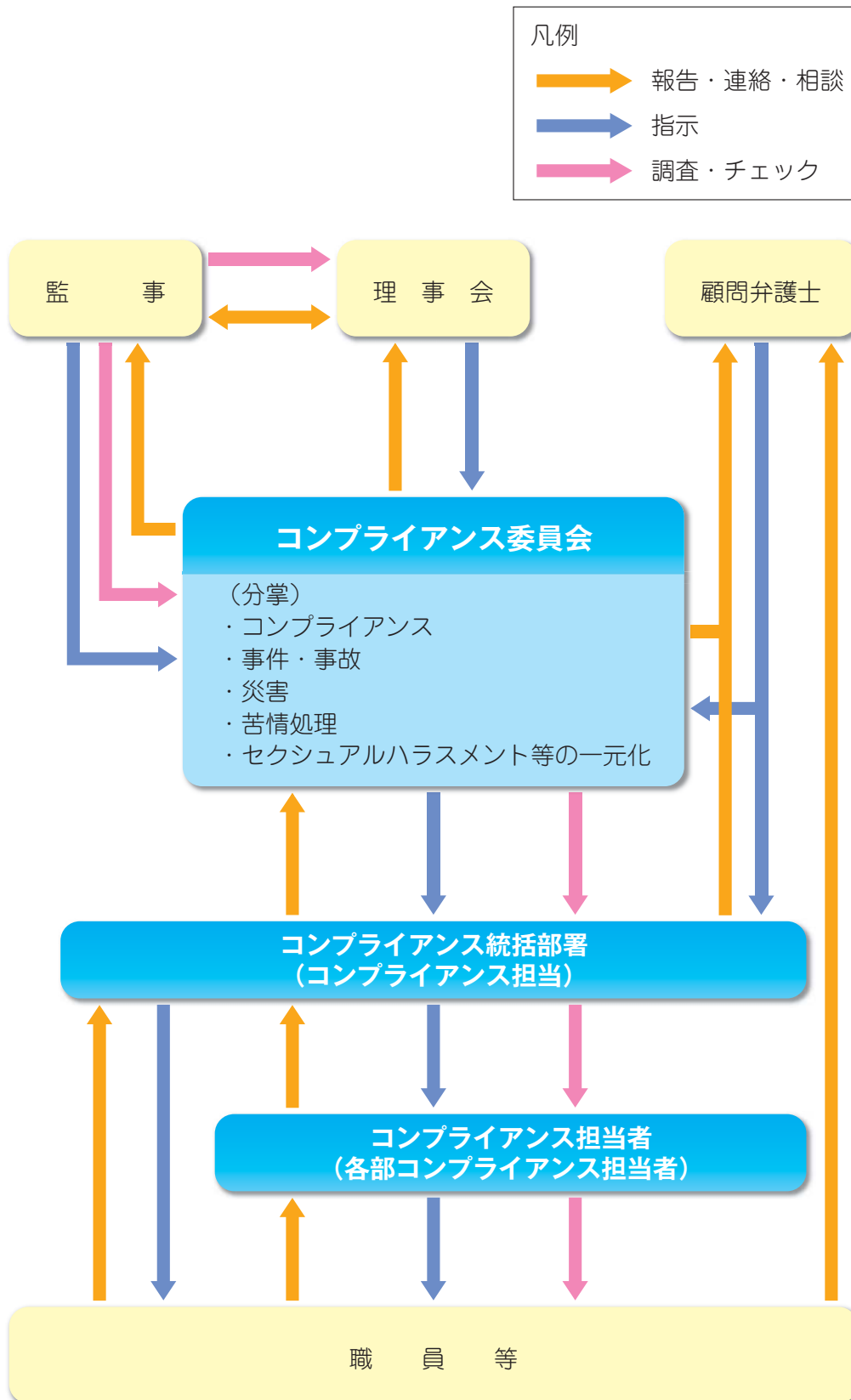
具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス委員を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

○コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ②ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④上記6.7.の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

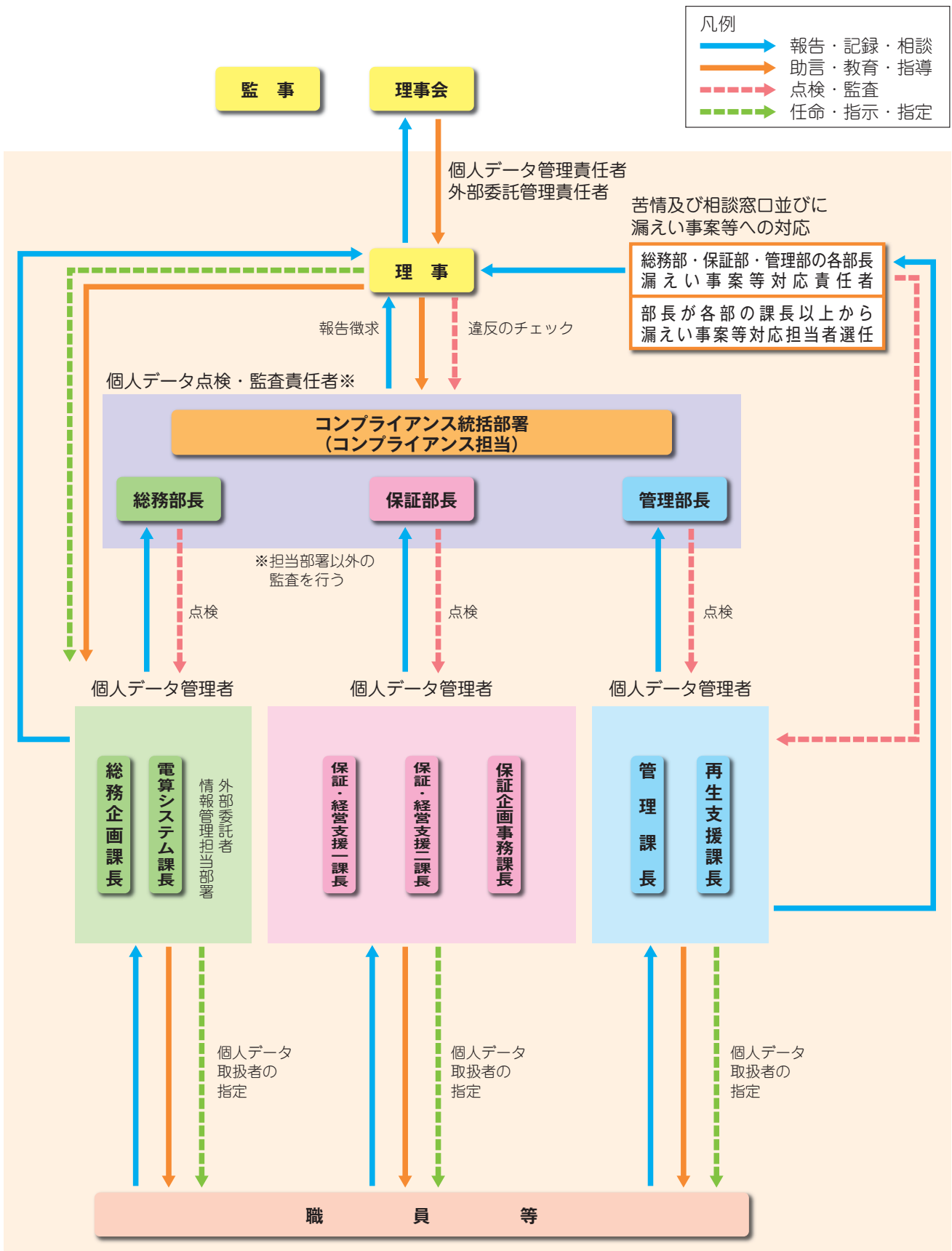
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号
電話番号 097-532-8336 部署名 総務部 総務企画課

○個人情報保護法に係る組織及び体制



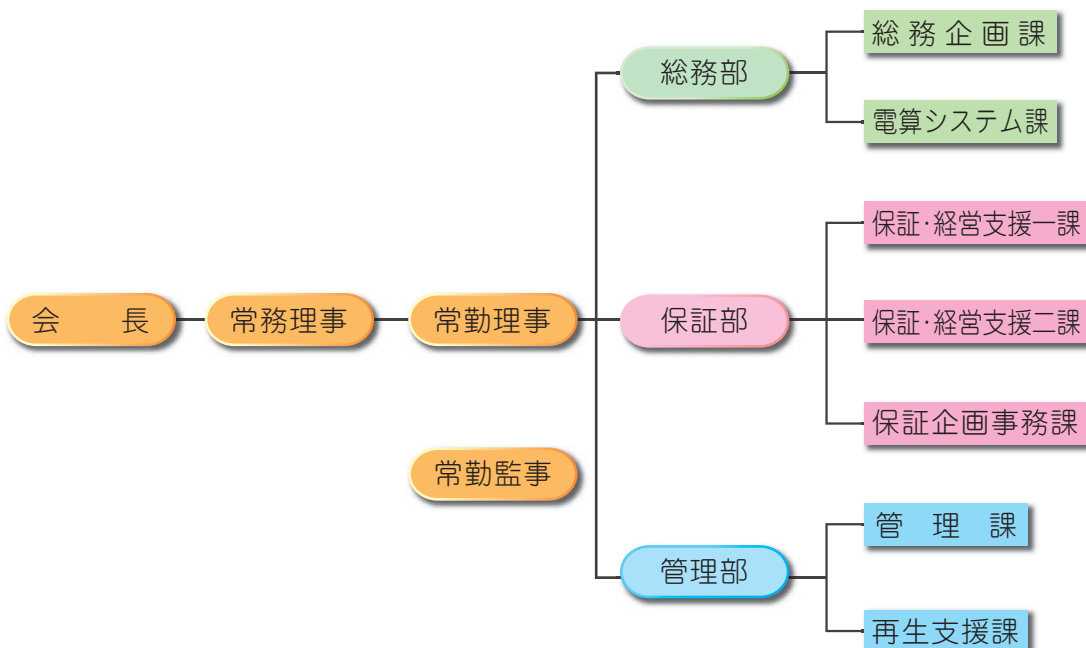
役員・組織機構図

役員 (役職・五十音順、敬称略)

(平成26年9月16日現在)

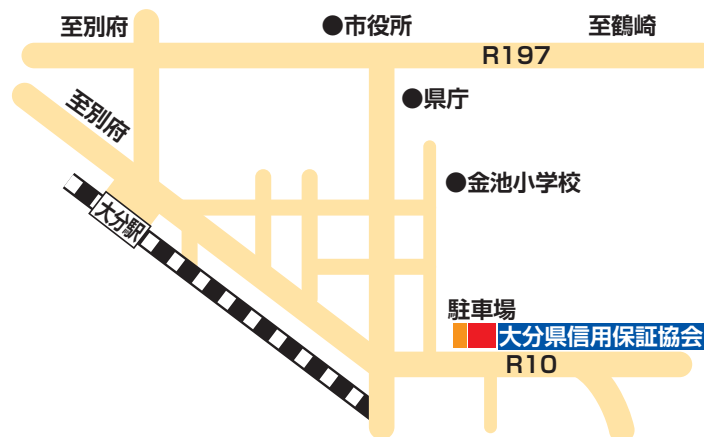
役職名	氏名	備考
会長	加賀政美	常勤
副会長	姫野清高	非常勤 大分県商工会議所連合会会長
副会長	西山英将	非常勤 大分県商工労働部長
常務理事	小野真一	常勤
理事	小野寺隆	非常勤 商工組合中央金庫大分支店長
理事	権藤淳	非常勤 豊和銀行頭取
理事	関啓二	非常勤 大分県信用金庫協会会長(大分みらい信用金庫理事長)
理事	高山泰四郎	非常勤 大分県中小企業団体中央会会長
理事	原田啓介	非常勤 日田市長
理事	姫野昌治	非常勤 大分県銀行協会会長(大分銀行頭取)
理事	森竹治一	非常勤 大分県商工会連合会会長
理事	吉野一彦	非常勤 大分県信用組合協会会長(大分県信用組合理事長)
理事	大久保秀典	常勤
監事	村松政幸	非常勤 公認会計士
監事	岩本勝二	常勤

組織機構図



窓口のご案内

部署名		TEL&FAX番号		業務内容	
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務企画課	TEL	097-532-8336	経理、庶務、文書、人事、労務、予算、決算、基本財産の事項、申請・届出・登記諸契約、各種会議運営、事業計画、研修、広報、保証料の管理	
		FAX	097-538-0862		
	電算システム課	TEL	097-532-8327		
		FAX	097-538-0872		
保証部 (大分県中小企業会館2階)	保証・経営支援一課	TEL	097-532-8246	信用調査・審査、保証申込等金融相談、経営指導、保証推進、創業等の相談、担保物件の調査と評価、金融機関との連絡調整等、保証後の保証債務の管理、保証条件の変更	大分市、由布市、豊後大野市、竹田市
		FAX	097-538-0871		
	保証・経営支援二課	TEL	097-532-8247	上記以外の地区	
		FAX	097-538-0865		
	保証企画事務課	TEL	097-532-8265	保証・条件変更の申込受付、信用保証書・条件変更保証書発行、担保物件の保全管理、信用保険、団信、業務企画、保証制度の新設・改廃届出等、専門家派遣に関する業務	
		FAX	097-538-0871		
管理部 (大分県中小企業会館6階)	管理課	TEL	097-532-8297	代位弁済の受付・審査・実行、法的措置関係、損失補償関係、保険金関係、求償権の管理・回収・事務等	
		FAX	097-538-0896		
	再生支援課	TEL	097-532-8296	延滞保証債務の管理、再生支援相談、返済緩和等の条件変更	
		FAX	097-538-0896		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>



大分県信用保証協会